

子ども手当申請手続きのお知らせ

平成22年4月から子ども手当制度が開始されました。子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校終了までの子ども1人につき月額1万3千円を支給する制度です。

子ども手当の支給申請手続きが必要な方

⇒新たに子ども手当の対象となる子ども(中学2年生・3年生)がいる方

⇒これまで所得限度額を超えていて児童手当を受給できなかった方

申請に必要なもの ①申請者(保護者)の健康保険証 ②申請者(保護者)名義の普通預金通帳 ③印鑑
※お子さんと別居している場合はお子さんの住民票謄本と別居監護の申立書

申請場所 健康福祉課、桂支所、七会支所

※公務員の方は、勤務先での手続きとなりますので勤務先にご確認ください。

申請期限 平成22年9月30日

(平成22年4月から新たに子ども手当の対象となる方については経過措置期間が設けられています。

申請が9月30日を過ぎた場合には、申請日の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。)

※転入された方や新たに生まれたお子さんについては、経過措置は適用されませんので15日以内に申請してください。

「現況届」の提出が必要な方

⇒平成22年3月まで児童手当を受給していた方で引き続き子ども手当を受給している方

(6月に更新手続きとなります。)

○子ども手当の受給資格者は、子どもを監護し生計を同一にする父母等です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し生計を維持する方となります。

問合せ 健康福祉課 ☎029 - 240 - 6550

「城里町くらしの便利帳」 協働発行協定調印式が行われました

5月18日(火)、城里町と株式会社サイネックス(本社：大阪市)は、「城里町くらしの便利帳」の協働発行について協定調印しました。

「くらしの便利帳」は、町の窓口業務や各種手続き、施設の利用案内など、住民生活に必要な情報を一冊の冊子にまとめたもので、9月下旬に発行・配布する予定です。

この官民協働による事業では、城里町が必要な行政情報を提供し、製作印刷等の経費は株式会社サイネックスが広告を募集することで全額負担します。

このことにより、城里町は製作に関する経費を削減することができ、また、生活に関する様々な情報を一冊の冊子に集約することで、住民生活の利便性の向上を図ることができます。



協定書に調印した阿久津町長(右)と株式会社サイネックスの村田社長

問合せ 総務課 秘書広報広聴グループ ☎029 - 288 - 3111(内線214)